

平成 21 年 2 月 23 日

各 位

会社名 アンジェス MG 株式会社
代表者 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問い合わせ先 経営企画部長 林 毅俊
電話番号 03-5730-2480

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、定款の一部変更に関し、下記のとおり、平成 21 年 3 月 27 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業活動の多様化と今後の事業展開に対応するため、現行定款第 2 条(目的)に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除し、また、決済合理化法施行後の株主権行使の手続きに関する事項が株式取扱規則に定められていることを明確にするために、現行定款第 10 条に所要の変更を行うものであります。
 - ② 決済合理化法の施行に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことにより、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 当社は適正な人数の取締役による効率的な職務執行を確保し、迅速かつ適切な経営に取り組むため、執行役員制度を導入しているところでありますが、取締役にかかる副社長、専務及び常務の役付を廃止し、これらの役付は執行役員について行うこととするため、現行定款第 24 条第 3 項に所要の変更を行い、あわせて同条第 1 項及び第 2 項並びに第 25 条第 1 項の文言の整理を行うものであります。
- (4) 上記変更に伴い、条数の繰上げを行うものであります。

2. 日程

- ・定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年3月 27 日(金曜日)
- ・定款変更の効力発生日 平成 21 年3月 27 日(金曜日)

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 遺伝子治療医薬品に関する研究開発・製造・輸出入及び販売</p> <p>2 医薬品に関する研究開発</p> <p>3 医薬品に関する輸出入及び販売</p> <p>4 医薬品の製造に関する技術指導サービス及びその受託製造</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>5 上記各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第7条(株券の発行)</p> <p><u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条(株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条(株式取扱規則)</p> <p>当社の株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>医療機器、医療用品及び医薬部外品等の研究開発、製造、輸出入及び販売等に関する業務</u></p> <p>6 上記各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>(削除)</p> <p>第8条(株主名簿管理人)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条(株式取扱規則)</p> <p>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又</p>

現行定款	変更案
<p><u>録、その他株式又は新株予約権</u>に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第 <u>12</u> 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p>(2) 当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>23</u> 条 (条文省略)</p> <p>第 <u>24</u> 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会の決議により、取締役の中から、<u>若干名</u>の代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会の決議により、代表取締役の中から、社長を選定する。</p> <p>(3) 必要に応じて、取締役会の決議により、取締役の中から、<u>会長1名及び、副社長、専務、常務の役付取締役を各々若干名</u>選定する。</p> <p>第 <u>25</u> 条 (業務執行) 代表取締役社長は、当社の業務を統轄し、<u>各取締役は、代表取締役社長を補佐にしてその業務を分掌</u>する。</p> <p>(2)代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。</p> <p>第 <u>26</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第 <u>11</u> 条 (定時株主総会の基準日) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 <u>12</u> 条～第 <u>22</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>23</u> 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、<u>その決議により</u>、取締役の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、<u>その決議により</u>、代表取締役の中から、社長を選定する。</p> <p>(3)必要に応じて、取締役会は、<u>その決議により</u>、取締役の中から、会長1名を選定する。</p> <p>第 <u>24</u> 条 (業務執行) 代表取締役社長は、当社の業務を統轄する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第 <u>25</u> 条～第 <u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u> 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成 22 年1月5日まで有効とし、同月6日をもってこれらを削除する。</u></p>

以上